

柱3 市民が実感できる 緑や花をつくる



街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、市民が実感できる緑の創出に取り組みます。
また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

概要

都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、街の良好な景観形成や賑わい創出、生き物の生息・生育空間となるなどの重要な役割を果たし、都市の魅力を高めます。市民が身近な緑を「実感」し、緑があふれる都市で暮らす豊かさを享受できるような取組が求められています。

GREEN×EXPO 2027の開催も見据え、多くの人が訪れる市街地や、生活に身近な住宅地などでの緑や花の創出、育成を進めます。



地域で取り組む緑化活動

計画の内容

施策1：市民が実感できる緑や花の創出・育成

- 事業① まちなかでの緑の創出・育成**
- (1) シンボル的な緑の創出・育成
 - (2) 街路樹による良好な景観づくり
 - (3) 公開性のある緑空間の創出支援
 - (4) 建築物緑化保全契約の締結
 - (5) 名木古木の保存

施策2：ガーデンシティ横浜の更なる推進

- 事業② 緑や花があふれる地域づくり**
- (1) 地域緑のまちづくり
 - (2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
 - (3) 人生記念樹の配布
- 事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成**
- (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成
- 事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成**
- (1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

3-計画の内容

施策1 市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかでの緑の創出・育成

多くの市民の目にふれる場所での緑化や目に見える機会の多い街路樹を良好に育成するための取組、地域で古くから親しまれている名木古木の保存など、市民が実感でき、地域の良好な景観形成や賑わい創出につながる緑や花の創出・育成を推進します。

(1)シンボル的な緑の創出・育成

●公共施設・公有地での緑の創出

各区の主要な公共施設・公有地において、緑を充実させる取組を推進します。

●公有地化によるシンボル的な緑の創出・育成

多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間を創出することで、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

また、花畠や名所など、地域に親しまれている緑のオープンスペースが、所有者の不測の事態等により、存続が困難となる場合に用地を取得し、緑や花による地域のシンボル的な空間として保全し、良好に育成します。



公有地化によるシンボル的な緑の創出・育成

(2)街路樹による良好な景観づくり

駅周辺や各区の主要な路線を中心に、多くの市民の目にふれ、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成します。また、地域で愛されている桜並木等の再生を行います。これらを通して街路樹による良好な景観づくりを進めます。



街路樹による良好な景観

(3)公開性のある緑空間の創出支援

多くの人が訪れる公開性のある民有地において、法令等で定める基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、その費用の一部を助成します。



公開性のある場所での緑化



(4) 建築物緑化保全契約の締結

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全する場合、建築物所有者(管理者)の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

(5) 名木古木の保存

地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木を保存すべき樹木として指定し、潤いのある市民生活の確保と、都市の美観風致を維持していきます。

また、指定木の維持管理に必要な樹木の診断や治療及びせん定等の維持管理費用の一部を助成します。



名木古木に指定された樹木



取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) シンボル的な緑の創出・育成	●緑の創出：5か所 ●緑の維持管理：推進	
	(2) 街路樹による良好な景観づくり	●18区で推進	
	(3) 公開性のある緑空間の創出支援	●推進	・対象：駅前や都心部などでの公開性のあるオープンスペースの緑化 ・想定箇所：10か所程度
	(4) 建築物緑化保全契約の締結	●制度運用	
	(5) 名木古木の保存	●推進	・名木古木指定樹木1,063本 (2022(令和4)年度末時点)

3-計画の内容

建築物の新築・増築、開発の際に 緑をつくる仕組み



市街地で緑を創出するため、建築物の新築・増築、開発の際に、事業者や建築物の所有者・管理者に緑化の意義や必要性を充分ご理解いただき、法律や条例などに基づいた緑をつくる取組を推進しています。

建築物緑化協議

建築物の新築、増築などの際に、敷地面積、用途地域及び建築物の区分によって、敷地面積の5~20%以上の緑化指導を行い、緑を創出します。

<根拠>緑の環境をつくり育てる条例

開発事業における緑化

開発事業に対して、敷地面積の5~10%以上の緑化等の審査、指導を行い、緑を保全・創出します。
<根拠>横浜市開発事業の調整等に関する条例

緑化地域制度の運用

都市計画で緑化地域を定め、敷地面積500m²以上で建築物の新築・増築を行う際に、敷地面積の10%以上の緑化を義務づけています。

<根拠>都市緑地法、横浜市緑化地域に関する条例

特定工場の緑化

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の緑地の面積率を定め、緑化を義務づけています。

<根拠>工場立地法、横浜市工場立地法市準則条例

地区計画における緑化

地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区ごとに緑化率を定めることができます。緑化率が定められると、地区全体のルールとして規制され、緑化が推進されます。

<根拠>横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行

緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、法令・制度に定める基準以上の緑化を行っていた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。



風致地区における緑化

風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることを目指して定められており、建築物の新築、宅地の造成や木竹の伐採行為等の際に、必要な緑化を義務づけています。

<根拠>都市計画法、横浜市風致地区条例